

軸装・額装

▼写真 四ツ切り以上額仕上げ

▼その他 展示しやすいように仕上げられているものとする

作品搬入 10月16日(火)8時30分
～17時・17日(水)午前中

作品展示 10月17日(水)13時から。

出品者の方は、展示にご協力下さい

作品搬出 10月21日(日)15時から

出展者全員で後片付け。作品は出

展者または代理人が受け取ること。
(当日受け取りができない場合は、

事前に文化協会役員または事務局
に連絡のこと)

その他 作品本体および箱・包

装物には、部門名・作品名・作者
名を必ず記入しておくこと。

法定免除

障害基礎年金を受けていたり、
生活保護を受けている場合、届出
により保険料が免除されます。

申請免除 (全額免除・半額免除・
4分の1免除・4分の3免除)

申請免除の承認・却下は、被保
險者本人・配偶者・世帯主の前年
度所得や、生活状況(失業・事業
の廃止・震災等)により判断され
ます。

《保険料額・年金額》

区分	保険料額 (平成19年度)	将来の年金額 (国庫負担1/3の場合)
免除なし	14,100円	満額
4分の1免除 (4分の3納付)	10,580円	5/6
半額免除 (2分の1納付)	7,050円	2/3
4分の3免除 (4分の1納付)	3,530円	1/2
全額免除	0円	1/3

困難な30歳未満の方に限り、申請
者本人と配偶者の前年度所得が一
定基準以下であれば、申請により
保険料の納付が猶予されます。

(これまで世帯主の所得も審査
対象でした。)猶予された保険料は
10年内であれば遡って納めるこ
とができます。また、未納とは違
い、障害(遺族)基礎年金の保険料
の納付要件に備えることができま
す。

対象でした。(猶予された保険料は
10年内であれば遡って納めるこ
とができます。また、未納とは違
い、障害(遺族)基礎年金の保険料
の納付要件に備えることができま
す。

とおり人事異動を行いました。

査により決定され、その結果が
後日通知されます。

問い合わせ先

愛媛社会保険事
務局宇和島事務所 ☎ 22・5440

人事異動

総務課 内線233

鬼北町では8月1日付けで次の

課長級

新総務課長兼鬼北町・松野町合

併対策室事務局長
旧総務課長

甲岡 秀文
新総務課長補佐(鬼北町・松野町
合併対策室事務局)

課長補佐級

新環境衛生課主任(環境衛生係)

旧総務課長補佐兼地域安全係長
合併対策室事務局

宮本 茂幸

主任・主査・主事級

新税務課主任(課税管理係)

旧環境衛生課主任(環境衛生係)
併対策室事務局

野中 宏史
新総務課主任(鬼北町・松野町合
併対策室事務局)

国民年金保険料免除・若年 者納付猶予制度について

町民課 内線216

国民年金保険料の納付が困難 な方へ

国民年金には保険料を納めるこ
とが困難な方に対して、申請し承
認されれば保険料の免除・猶予を
受けられる制度があります。

若年者納付猶予制度

就職が困難あるいは失業等によ
り収入が少なく、保険料の納付が

- ①所得申告が済んでいない場合、
受付・審査ができませんので至
急申告してください。
- ②平成19年1月2日以降に転入さ
れた方は、当町において所得状
況が確認できませんので、所得
額と各種控除額が記載されてい
る書類(所得証明書等)を添付
してください。
- ③失業等により免除申請をする場
合は、その事実を明らかにする
ことができる書類(雇用保険受
給資格者証、離職票等)を添付
してください。

※免除申請・若年者納付猶予の承
認・却下は社会保険事務所の審

末廣 一喬